

三重大学において主として研究に従事する助教の雇用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学において主として研究に従事する助教（以下「研究助教」という。）の雇用に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 研究助教として雇用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本学術振興会の研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により雇用される特別研究員（PD・RPD・CPD）（以下「雇用PD等」という。）

(2) 三重大学次世代研究者挑戦的研究プロジェクトの実施に関する規程による支援を受けたことのある者のうち標準修業年限内で修了した者（以下「博士支援修了生」という。）

(選考)

第3条 研究助教の選考は、国立大学法人三重大学教員選考規程にかかわらず別に定める。

(所属)

第4条 研究助教は、雇用PD等を受け入れる大学教員又は博士支援修了生の在学時の指導教員（以下「受入教員」という。）と同じ部局に所属するものとする。

(職務)

第5条 研究助教の職務は、受入教員の下で主として研究に従事することとし、教育及び管理運営業務に従事することはできないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の研究指導にはかかわることができるものとする。

(任期)

第6条 研究助教は、国立大学法人三重大学職員の任期に関する規程（以下「任期に関する規程」という。）第2条第10号により、任期を付して雇用される職員とする。

2 研究助教の任期は、任期に関する規程第3条第7項により、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1号により雇用する者 3年

(2) 第2条第2号により雇用する者 1年

3 前項の任期満了後は、再任はできないものとする。ただし、前項第1号については、学内の審査を経て2年に限り再任することができるものとする。

(給与)

第7条 国立大学法人三重大学年俸制適用職員給与規程（以下「年俸制適用職員給与規程」という。）を適用し、研究助教の給与は年俸制とする。

2 前項の規定にかかわらず、基本年俸の額は4,344,000円とする。

3 諸手当は、年俸制適用職員給与規程第3条第2項にかかわらず、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とする。

- 4 前項に規定する扶養手当及び住居手当は、それぞれ国立大学法人三重大学職員給与規程第12条及び第15条の規定に準じて支給する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和6年12月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年3月31日において、三重大学大学院博士課程学生フェローシップ規程又は三重大学大学院博士課程学生の育成支援に関する規程による支援を受けたことのある者のうち、令和6年4月1日から研究助教として雇用された者については、第2条第2号に該当するものとみなし、令和6年4月1日以降はこの内規が適用されるものとする。